

雇用保険の基本手当(失業給付)を受給される皆さまへ

## 雇用保険の基本手当日額が変更になります ～令和7年8月1日から～

### 賃金日額・基本手当日額の変更について

雇用保険では、離職者の「賃金日額」※<sup>1</sup>に基づいて「基本手当日額」※<sup>2</sup>を算定しています。賃金日額については上限額と下限額を設定しており、「毎月勤労統計」の平均定期給与額の増減により、その額を変更します。

これに伴い、基本手当日額の算定基準が変わり、支給額が変更になる場合があります。対象になる方には、令和7年8月1日以降の認定日にお返しする受給資格者証に新「基本手当日額」を印字して、お知らせします。

- ※1 離職した日の直前の6か月に毎月決まって支払われた賃金から算出した金額。「雇用保険受給資格者証」(第1面)の14欄に記載されています。
- ※2 失業給付の1日当たりの金額。「雇用保険受給資格者証」(第1面)の19欄に記載されています。年齢区分などによって計算方法が異なります。詳しくは、裏面をご覧ください。

#### ◆年齢区分に応じた賃金日額・基本手当日額の上限額

離職時の年齢	賃金日額の上限額(円)		基本手当日額の上限額(円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後(前年度増減)
29歳以下	14,130	14,510	7,065	7,255(+190)
30～44歳	15,690	16,110	7,845	8,055(+210)
45～59歳	17,270	17,740	8,635	8,870(+235)
60～64歳	16,490	16,940	7,420	7,623(+203)

【例】

29歳で賃金日額が17,000円の方は、上限額(14,510円)が適用されますので、令和7年8月1日以降分の基本手当日額(1日当たりの支給額)は、7,255円となります。

#### ◆賃金日額・基本手当日額の下限額

年齢	賃金日額の下限額(円)		基本手当日額の下限額(円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後(前年度増減)
全年齢	2,869	3,014	2,295	2,411(+116)

○基本手当日額の下限額は、年齢に関係なく、2,411円になります。



厚生労働省

都道府県労働局・ハローワーク

LL070722保01

## ○基本手当日額の計算方法

賃金日額 (w円)	給付率	基本手当日額 (y円)
<b>◆離職時の年齢が 29 歳以下 (※ 1)</b>		
3,014 円以上 5,340 円未満	80%	2,411 円～4,271 円
5,340 円以上 13,140 円以下	80%～50%	4,272 円～6,570 円 (※ 2)
13,140 円超 14,510 円以下	50%	6,570 円～7,255 円
<b>14,510 円(上限額)超</b>	—	<b>7,255 円(上限額)</b>
<b>◆離職時の年齢が 30～44 歳</b>		
3,014 円以上 5,340 円未満	80%	2,411 円～4,271 円
5,340 円以上 13,140 円以下	80%～50%	4,272 円～6,570 円 (※ 2)
13,140 円超 16,110 円以下	50%	6,570 円～8,055 円
<b>16,110 円(上限額)超</b>	—	<b>8,055 円(上限額)</b>
<b>◆離職時の年齢が 45～59 歳</b>		
3,014 円以上 5,340 円未満	80%	2,411 円～4,271 円
5,340 円以上 13,140 円以下	80%～50%	4,272 円～6,570 円 (※ 2)
13,140 円超 17,740 円以下	50%	6,570 円～8,870 円
<b>17,740 円(上限額)超</b>	—	<b>8,870 円(上限額)</b>
<b>◆離職時の年齢が 60～64 歳</b>		
3,014 円以上 5,340 円未満	80%	2,411 円～4,271 円
5,340 円以上 11,800 円以下	80%～45%	4,272 円～5,310 円 (※ 3)
11,800 円超 16,940 円以下	45%	5,310 円～7,623 円
<b>16,940 円(上限額)超</b>	—	<b>7,623 円(上限額)</b>

※ 1 離職時の年齢が 65 歳以上の方が高年齢求職者給付金を受給する場合も、この表を適用します。

※ 2  $y = 0.8w - 0.3 \{(w - 5,340) / 7,800\} w$

※ 3  $y = 0.8w - 0.35 \{(w - 5,340) / 6,460\} w$ ,  $y = 0.05w + 4,720$  のいずれか低い方の額

### 就業促進手当の上限額について

就業促進手当（再就職手当、就業促進定着手当、常用就職支度手当）の算定における上限額については、下表の通りになります。

#### ◆再就職手当・就業促進定着手当・常用就職支度手当の算定における基本手当日額の上限額

年齢	変更前 (円)	変更後 (前年度増減) (円)
59 歳以下	6,395	6,570 (+175)
60～64 歳	5,170	5,310 (+140)